

令和 7 年度入札・契約制度改革の概要について

令和 7 年度の入札・契約制度改革の概要について、以下のとおりとりまとめましたので報告します。

1 低入札価格調査の見直しについて

工事の発注において、平成 14 年度より低入札価格調査制度を導入し、低入札価格調査の対象業者に調査資料の提出を求め、契約に適合した履行がなされないおそれがないか調査した上で契約しているところですが、更なるダンピングの抑制強化を図るため以下のとおり見直します。なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う案件から取り扱うこととします。

(1) 提出資料の追加

低入札価格でも契約の内容に適合した履行が可能であるという根拠がわかる資料として、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳書の提出を求める。

(2) 調査資料提出時の運用及び受理方法の変更

これまで調査対象者から提出があった調査資料については、その場で受理し、宇治市が示す内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行っていたが、下記のとおり見直しを行う。

- ・調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認を行い、資料に不備・不足がある場合は受理しない。
- ・期限までに資料が提出できない場合は失格とする。

(3) その他

予定価格等事後公表の案件において、開札の結果、調査対象者となった場合は、低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できるようにする。

2 配置技術者の見直しについて

建設業法施行令の改正による監理技術者の配置が必要となる工事の下請契約の下限額の引き上げに伴い、監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者）

を専任で配置しなければならない工事の予定価格を6,000万円以上から1億円以上に引き上げます。

また、共同企業体（JV）を対象とした工事における配置技術者について、これまで代表者及びその他構成員ともに専任の監理技術者の配置を要としていましたが、その他構成員が配置する技術者については主任技術者（国家資格者に限る）又は監理技術者とします。

なお、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。

配置技術者に求める資格（配置する技術者は全て専任）

対象		現行	変更後
6,000万円以上1億円未満（単体）		監理技術者	<u>主任技術者 又は 監理技術者</u>
1億円以上（単体）		監理技術者	監理技術者
JV	代表者	監理技術者	監理技術者
	その他構成員	監理技術者	<u>主任技術者（国家資格者）</u> 又は 監理技術者

3 新規登録業者及び新規参入業者（市外より市内への転入業者）の習熟期間に伴う競争参加制限の見直しについて

新規登録業者の入札参入可能時期については、入札参加業者を増やすことで競争環境の確保・維持を図るとともに、市内業者の育成に繋げるためその参加制限期間の見直しを行います。また、資材の高騰や労務単価の上昇等に伴い、少額工事の発注件数が減少しているため参加できる少額工事の金額を見直します。なお、令和7年4月1日より適用します。

（1）参加制限期間の見直し

登録日又は変更日から5年間としている参加制限を3年間とする。

（2）参加できる少額工事の見直し

新規登録業者及び新規参入業者が参加することができる少額工事を、予定価格300万円未満から予定価格500万円未満とする。

4 電子保証の導入

契約手続きの効率化を図るため、これまで書面で提出することとしていた工事等の契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを開始します。なお、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。